

役員等報酬規程

社会福祉法人 門真共生福祉会

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人門真共生福祉会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第三条 理事長(理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。以下「理事長等」という。)及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び実費弁償費を支払い、本条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第6条の報酬及び実費弁償費を支払い、本条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

(理事の報酬等)

第四条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000,000円以内とする。

2 理事長等が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事長等以外の理事が理事会(出席)以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第五条 この法人の全監事の報酬総額は、年間200,000円以内とする。

2 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合は、本条3項の報酬及び実費弁償費を支払い、本条本項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わない。

3 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(評議員の報酬等)

第六条 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条で定めた金額以内とする。

2 評議員が評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(費用弁償)

第七条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を別表3により支払うことができる。

(兼務職員)

第八条 法人の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第九条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(公表)

第一〇条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第一一条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年1月1日より適用する。

この規程は、平成29年7月1日より適用する。

役員報酬 別表 1(日額)

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	3,000 円
評議員会出席報酬等	3,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事長等業務報酬等(日額)	10,000 円
理事業務報酬等(日額)	5,000 円
評議員業務報酬等(日額)	5,000 円
監事監査指導報酬等(日額)	10,000 円

別表 3

旅費(宿泊費含む)
14,000 円

尚、上記各別表の記載金額は、源泉所得税控除後の手取額とする。